

各 事 業 場 殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
富 山 県 支 部

## 「テールゲートリフター特別教育(学科)講習」開催のご案内(追加)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令「令和 5 年厚生労働省令第 33 号」及び安全衛生規則特別教育規程の一部を改正する件(令和 5 年厚生労働省告示第 104 号)が令和 5 年 3 月 28 日に公布され、貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作業務が、労働安全衛生法第 59 条第 3 項に基づく特別教育の対象となり、令和 6 年 2 月 1 日施行日以降は、下記のカリキュラムによる特別教育(義務化)を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなります。

つきましては、富山県支部では、講習科目のうち「学科教育講習」を下記の日程にて講習会を開催いたしますので、受講されますようご案内申し上げます。

## 1 開催時間

8:30~13:00(第1回から第6回・8回までの開催時間)

13:00~17:30(第7回の開催時間)

(時間に遅れますと受講ができませんのでご注意ください。)

## 2 開催場所・日程

開催場所	講習会番号	開催日時	定員	受講対象
富山県トラック会館 3階研修室 富山市婦中町島本郷 1-5	第1回	9月30日(土)	100名	会員
	第2回	10月7日(土)	100名	会員・非会員
	第3回	10月28日(土)	100名	会員・非会員
	第4回	11月4日(土)	100名	会員・非会員
	第5回	11月25日(土)	100名	会員・非会員
	第6回	12月16日(土)	100名	会員・非会員
	第7回	12月22日(金)	100名	会員・非会員
	第8回	12月23日(土)	100名	会員・非会員

## 3 対象者

テールゲートリフターを直接操作する者及びテールゲートリフターに備え付けられた荷のキャスト・ストッパー等の操作、昇降版の展開・格納など、テールゲートリフターを使用する者を含む。

## 4 講習科目と時間(厚生労働省告示第 104 号 令和 5 年 3 月 28 日:安全衛生特別教育規程第 7 条の 4)

	科 目	講習時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	1.5H
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2.0H
	関係法令	0.5H
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法	2.0H 以上
※ 実技教育は、所属事業場にて実施願います。		

## 5 申込方法

- (1) 「受講申込書」に必要事項を記載し、FAX 等又は当協会までご持参ください。  
尚、「受講申込書」の提出(FAX 可)と「受講料」をお支払い頂いて正式申込となります。
- (2) 申込期間は、8月24日から受講日の10日前、但し、各会場定員に達し次第締切ります。

## 6 申込先・お問い合わせ先

〒 939—2708

富山市婦中町島本郷 1-5

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 富山県支部

TEL 076—495—8840 FAX 076—495—2010

<http://www.toyamatrucking.or.jp/rsb/>

## 7 受講料

- (1) 受講料は、受講日の10日前迄にお支払い下さい。  
お支払い方法は、事前に窓口又は現金書留、銀行振込みのいずれかにてお願いします。  
(銀行振り込みの際の振込手数料は受講者負担でお願いします。)

会 員	8,800 円(テキスト代、消費税込)
非会員	11,000 円(テキスト代、消費税込)

- (2) 振込先口座

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 富山県支部

陸運労災防止協会 富山県支部 (略称可)

北陸銀行電気ビル支店 普通預金 4033590

## 8 その他

- (1) 本講習修了者には「学科教育受講証明書」を交付いたします。
- (2) 受講を取消しされる際は、講習開始日の1週間前までにご連絡いただいた場合に限り、返金いたします。
- (3) 受講者が著しく少ない場合及び事変等により、講習日を変更又は中止することがあります。
- (4) テキストは、講習日当日にお渡しいたします。
- (5) お車でお越しの際、駐車場における盗難や事故については、一切責任を負いかねます。
- (6) 本申込により得られた個人情報は、テールゲートリフター特別教育講習以外には使用いたしません。
- (7) 事業者は、特別教育の受講者、受講日時、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。